

「神奈川モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について

令和2年10月29日改訂

## 1 概要

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制「神奈川モデル」を定め、医療機関間の役割分担及び相互連携による医療提供体制を全国に先駆けて構築してきた。

具体的には、令和2年4月1日付けで「神奈川モデル医療機関認定要綱」（以下「県認定要綱」という。）を定め、各医療機関の役割を認定してきたところである。

一方、国では、令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」により、重点医療機関等の指定要件を定め、その後、令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』の改正について」（以下「国事務連絡」という。）により改正を行った。

このため、県認定要綱と国事務連絡との関係を改めて整理する。

## 2 定義

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等 県認定要綱第2条に定める高度医療機関、第3条に定める重点医療機関及び次項に定める神奈川モデル協力病院A
- (2) 神奈川モデル協力病院A 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第1号、第2号及び第5号に該当する医療機関
- (3) 神奈川モデル協力病院B 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第3号及び第4号に該当する医療機関
- (4) 国の重点医療機関 国事務連絡の別紙1「新型コロナウイルス感染症重点医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関
- (5) 国の協力医療機関 国事務連絡の別紙2「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

## 3 国の指定要件との関係（事業区分(2)、(3)、(8)及び(13)との関係）

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等については、国の重点医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル重点医療機関等に認定した日に遡って国の重点医療機関に指定したものとする。（ただし、協力病院Aについては、県認定要綱第5条第2項第5号に該当する医療機関）

この場合、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱（以下「県交付要綱」という。）別表1に定める事業区分(2)のうち消毒及び医療従事

者の宿泊施設確保等、(3)、(8)並びに(13)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「重点医療機関である特定機能病院等」または「重点医療機関である一般病院」の上限額を適用する。

- (2) 神奈川モデル協力病院Aのうち疑い患者の受入れを行う医療機関（県認定要綱第5条第2項第1号または第2号に該当）については、国の協力医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル協力病院Aに認定した日に遡って国の協力医療機関に指定したものとする。

この場合、県交付要綱別表1に定める事業区分(2)のうち病床確保料、消毒及び医療従事者の宿泊施設確保等並びに(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「協力医療機関」の上限額を適用する。

- (3) 神奈川モデル協力病院Bについては、県交付要綱別表1に定める事業区分(2)のうち病床確保料、消毒及び医療従事者の宿泊施設確保等並びに(3)の実施者となることができる。

ただし、病床確保の対象となる病床は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のため、あらかじめ県の要請により確保した病床とし、病床確保料については、国の令和2年6月16日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」の「新型コロナウイルス感染症対策事業」病床確保料の上限額を適用する。

- (4) 神奈川モデル重点医療機関等で、国の重点医療機関の指定要件に合致しないが、新型コロナウイルス感染症患者に高度な医療を提供する医療機関については、県交付要綱別表1に定める事業区分(13)の実施者となることができる。

なお、高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関を指す。

(参考) 国の重点医療機関の主な指定要件

施設要件	<p>(1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床確保を行っていること。</p> <p>※ 看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。</p> <p>ただし、ICU病床内などで看護単位を分けることが困難な場合、1看護単位を日ごとのシフト調整により「新型コロナ患者対応」と「一般患者対応」などに分割し、同日中に陽性又は疑い患者と一般患者を診療しない体制であっても要件に該当する。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合</p>
------	--

	には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者 (確定患者又は疑い患者)に関する要件	(1) 既に PCR 検査又は抗原検査で陽性と確定している患者 (2) 都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。)
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。
報告事項	重点医療機関の管理者(代理の者)は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

(参考) 国の協力医療機関の主な指定要件

施設要件	(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。 (2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。 (4) 新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。 (5) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者 (疑い患者)に関する要件	都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。)
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。
報告事項	協力医療機関の管理者(代理の者)は協力医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。